附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に船舶により輸送されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基準については、当該輸送が終了するまでの間、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第四百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の十六第一項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の休止の届出があったので、同法第三十八条の十六第三項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月六日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称及び住所

ＥＭＣＣ　ＤＲ．ＲＡＳＥＫ　Ｊａｐａｎ株式会社

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

二　休止する事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する事務所の所在地

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

四　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する期間

平成二十五年十月十日から平成二十六年一月九日まで

○外務省告示第三百六十三号

平成二十五年七月四日にロンドンで、情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十六年一月一日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月六日

外務大臣　岸田　文雄

情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

前文

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

二千十二年四月十日に発出された日本国の内閣総理大臣及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）の首相による共同声明において、情報の保護に関する政府間の協定について交渉を開始する旨の両政府の意図が記載されたことを想起し、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

ａ　「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態、装備又は技術を含むあらゆる形態をとることができる。

ｂ　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対し、秘密情報を送付する締約国政府をいう。

ｃ　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府より秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

ｄ　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

ｅ　「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、英国政府に関しては政府の部局及び機関であって、それぞれの締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護についてそれぞれの国内法令に基づく権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

ｆ　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

ｇ　「秘密情報取扱資格認定」とは、それぞれの締約国政府の適当な手続により行われる認定であって、個人が秘密情報及び送付済秘密情報を取り扱う資格を有すると認めるものをいう。

ｈ　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

第二条

送付済秘密情報は、受領締約国政府の国内法令に従って、この協定の規定に基づき保護される。

第三条

一方の締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の重要な変更について、他方の締約国政府に対し通報する。この場合には、両締約国政府は、第二十条に規定するところに従って、この協定の改正が必要であるか否かを検討するために協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、受領締約国政府の国内法令に従って、引き続きこの協定の規定に基づき保護される。

第四条

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、自衛隊法に従って防衛秘密に指定される秘密情報は、「防衛秘密（機密）」又は「防衛秘密」と表示される。その他の秘密情報は、「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。

英国政府にあっては、秘密情報は、「UK TOP SECRET」、「UK SECRET」、「UK CONFIDENTIAL」又は「UK RESTRICTED」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	英国
機密／防衛秘密（機密）	UK TOP SECRET
極秘／防衛秘密	UK SECRET
秘	UK CONFIDENTIAL
対応する秘密指定はないが、英国政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。	UK RESTRICTED

第五条

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

英国政府については、内閣府

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を常時検討する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通知する。